

京都市告示第 22 号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）  
第24条第2項の規定に基づき，指定検査機関から名称を変更する旨の届出が  
あったので，同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年4月1日

京都市長 門川大作

1 指定検査機関の名称

社団法人 京都保健衛生協会

2 変更する事項

変更前 社団法人 京都保健衛生協会

変更後 公益社団法人 京都保健衛生協会

3 変更年月日

平成25年4月1日

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）